

神戸市中央卸売市場東部市場事業補助金交付要綱

令和 4 年 4 月 1 日 経済観光局長決定

令和 7 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市中央卸売市場東部市場の流通環境と機能の確立を図り、市場の活性化を行うことを目的とする事業にかかる経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 補助事業等の対象となる者は、東部市場の実需者を構成員とする東部市場に事務所を置く団体とする。

(補助事業対象経費)

第 3 条 補助事業等の対象となる経費は、第 2 条に規定する者が当該年度内に実施する東部市場の流通環境と機能の確立を目的とする事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 東部市場内の環境整備を図るための事業に要する経費
- (2) 販売促進及び販売拡大を図ることを目的とする事業に要する経費
- (3) その他市長が必要と認める事業に要する経費

(補助金等の額)

第 4 条 補助金の額は、前条に定める対象経費の 2 分の 1 以内とし、当該年度の予算の範囲内とする。

(交付申請)

第 5 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、当該補助事業を実施しようとする年度の 12 月末までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (4) 役員名簿
- (5) 定款

(交付の決定)

第 6 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後 1 ヶ月以内に申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第 2 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の変更等)

第7条 前条第1項の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、当該補助対象の交付決定日の属する市の会計年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、申請後5日以内にその旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（市内事業者への発注）

第8条 補助事業者は、事業に係る物品の購入、業務の委託、その他請負契約を行う場合には、原則として市内の事業者を対象とする。

（実績報告書の提出）

第9条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助対象の事業完了後、30日以内に市長まで提出しなければならない。

- （1） 補助事業実績報告書（様式第8号）
- （2） 事業の実施状況がわかる書類
- （3） 補助事業に係る収支決算書又はこれに代わる書類
- （4） 市外事業者選定理由書（事業に係る物品の購入、業務の委託、その他請負契約を行うにあたって市外事業者を選定したとき。ただし、契約金額10万円以上の場合に限る。）

（交付額の確定）

第10条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

- （1） 補助金額確定通知書（様式第9号）
- （2） その他市長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第10号）を前条の確定通知を受領後ただちに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（帳簿等の保存期間）

第13条 補助事業者は、当該補助事業にかかる帳簿及び書類を、補助事業年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（旧要綱の廃止）

2 神戸市中央卸売市場協会事業補助金交付要綱（平成 30 年 4 月 1 日 1 施行）、神戸市中央卸売市場兵庫県生花商組合事業補助金交付要綱（平成 30 年 4 月 1 日 1 施行）及び神戸市中央卸売市場小売団体協議会事業補助金交付要綱（平成 30 年 4 月 1 日 1 施行）は廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

補 助 金 交 付 申 請 書

令和 年 月 日

神 戸 市 長 宛

住 所

団 体 名

代表者名

下記補助金の交付について、申請します。

記

補助事業の名称		
目 的 及 び 内 容		
補助事業の期間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
補 助 金 の 額	円	
算 出 の 基 礎		
添 付 書 類	・ 事業計画書 ・ 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類 ・ 役員名簿 ・ 定款	

別記

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

補助金交付決定通知書

（公印省略）

神経中東第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助事業交付申請書に記載のとおり
補助金の額	円
交付の条件	- 補助事業等は、補助金規則及び補助金交付要綱に従うこと。 - 上記のほか、補助事業等の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。

補助金不交付決定通知書

（公印省略）

神経中東第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 補助申請事業等の名称

2 不交付とした理由

補助金交付決定内容変更承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所
団 体 名
代表者名

令和 年 月 日付神経中東第 号をもって交付決定のあった下記事業について、
次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称			
変 更 の 理 由			
補助事業の期間	着手(予定)年月日	(	年 月 日)
	完了(予定)年月日	(	年 月 日)
補 助 金 の 額	(円) 円		
算 出 の 基 礎			
添 付 書 類	・ 事業計画書（変更後） ・ 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類（変更後）		

（注）表中，変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

別記

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中，変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

団 体 名

代表者名

令和 年 月 日付神経中東第 号をもって交付決定のあった下記事業について、
次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日（期間）	令和 年 月 日（から令和 年 月 日までの間）

補助金交付決定変更通知書

（ 公 印 省 略 ）
神経中東第 号
令和 年 月 日

様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付神経中東第 号で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称		
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
補助金の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件	・ 本表第 2 項の交付決定内容変更承認申請書に記載の内容のほか、当初の交付決定通知書（令和 年 月 日付第 号）の表第 4 項「交付の条件」のとおりとする。	

補助事業中止（廃止）承認通知書

（公印省略）
神経中東第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付神経中東第 号で中止（廃止）申請のあった下記事業について、
次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	
交付決定日・番号	令和 年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	令和 年 月 日（から令和 年 月 日までの間）

補助事業実績報告書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

団 体 名

代表者名

令和 年 月 日付神経中東第 号で交付決定のあった下記事業について、その実績を報告します。

記

補助事業の名称				
補助事業の期間	着手（予定）年月日	（	年 月 日	）
	完了（予定）年月日	（	年 月 日	）
補助金の額	（ 円） 円			
添付書類	・ 事業の実施状況がわかる書類 ・ 補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類 ・ 市外事業者選定理由書（※必要な場合のみ）			

（注）交付決定内容を上段に（ ）書き、実績を下段に記入する。

別記

収 支 決 算 書

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に () 書き、変更後の金額は下段に記入する。

別記

市外事業者選定理由書

神戸市中央卸売市場東部市場事業補助金の事業実施に当たり、下記理由等により市外事業者を選定いたしましたので選定理由書を提出します。

内容・契約名	選定事業者名	事業者所在地	選定理由書 (市内事業者への発注 とならない理由)

様式第 9 号（第10条関係）

補助金額確定通知書

（公印省略）
神経中東第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付神経中東第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金の額を確定したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の確定額	円
特記事項	

補助金請求書

令和 年 月 日

請求金額	円
補助事業の名称	

上記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

神戸市長 宛

住 所

団 体 名

代表者名

（

・振込先口座

金融機関名	銀行	支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他（ ）	
口座番号		
口座名義		

（注）口座名義は、補助事業者と同一の名義であること。

補助金交付決定取消通知書

（公印省略）
神経中東第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付神経中東第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の額	円
取消しの理由	